

四日市市鳥獣飼養関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 20 号

四日市市鳥獣飼養関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市鳥獣飼養関係手数料条例（平成 12 年四日市市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の種別及び金額)</p> <p>第 2 条 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣飼養に関する事務の手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>	<p>(手数料の種別及び金額)</p> <p>第 2 条 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣飼養に関する事務の手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>

附 則

この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

(環境部環境保全課)